平成２６年（フ）第１７６号
愛知県一宮市苅安賀１丁目16番３―110号
県営苅安賀住宅
債務者　所　多恵子
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第７１７号
埼玉県加須市花崎４丁目10番地35
債務者　杉山　欣央
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７２０号
埼玉県新座市野火止５丁目18番33―16号、旧住所埼玉県朝霞市泉水１丁目４番24―202号
債務者　田島　紀子
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７３３号
埼玉県蓮田市関山３丁目９番５号　フラット幸Ａ―203号
債務者　吉岡　章二
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７３８号
さいたま市岩槻区加倉４丁目22番３―102号
債務者　真嶋　輝美
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８００号
さいたま市見沼区大字蓮沼970番地１
債務者　松浦　幸子
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１８１号
愛知県一宮市起字東茜屋46番地２
債務者　板津　成利
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１８２号
愛知県一宮市起字東茜屋46番地２
債務者　板津　　恵（旧姓春日井）
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１８６号
愛知県一宮市木曽川町黒田字往還西南ノ切181番地　ノーブルロジュマン102号
債務者　平田由紀子
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２０３号
愛知県岡崎市舞木町字岡ノ入１番地２　市営舞木荘２―306
債務者　村井真理夫
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１３３号
大阪府岸和田市西之内町13番25―206号、前住所大阪府岸和田市岡山町45番地
債務者　河合　成信
1　決定年月日時　平成26年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２１７号
大阪府泉佐野市長滝953番地Ｄ―101
債務者　加　　愛美
1　決定年月日時　平成26年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２９７号
大阪府岸和田市吉井町１丁目５番４―302号、前住所大阪府岸和田市春木若松町８番38号
債務者　松下ゆりか
1　決定年月日時　平成26年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３２３号
大阪府岸和田市土生町２丁目１番21号ＲＩＣＨ岸和田３番館303号
債務者　伊藤　由美
1　決定年月日時　平成26年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３４３号
大阪府和泉市光明台３丁目１番２―102号
債務者　高橋　博光
1　決定年月日時　平成26年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３５２号
大阪府泉北郡忠岡町北出３丁目３番20号前川ハイツ401、前住所富山県砺波市高道180番地６シティコーポエレガ101号室
債務者　福冨　晴樹
1　決定年月日時　平成26年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３６６号
大阪府和泉市池上町３丁目13番43号
債務者　竹田　和正
1　決定年月日時　平成26年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３６８号
大阪府岸和田市土生町4067番地エスポワール中嶋303号、前住所大阪府岸和田市土生町4173番地の１
債務者　増弘　道男
1　決定年月日時　平成26年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係